

平成31年度 市県民税の主な改正点

問い合わせ 市県民税の関係は 税務課市民税係 (☎内線 330・331・336)
 所得税の関係は 筑紫税務署 ☎(923) 1400

1 配偶者控除の見直し

配偶者控除について、納税義務者（扶養する者）に所得制限が設けられました。
 納税義務者（扶養する者）の合計所得金額が 900万円を超えた場合、控除額が段階的に減少、1,000万円を超えた場合は、配偶者控除の適用を受けることができなくなります。

改正前

納税義務者の所得	控除額	
	配偶者が70歳未満	配偶者が70歳以上
制限なし	33万円	38万円



改正後

納税義務者の所得	控除額	
	配偶者が70歳未満	配偶者が70歳以上
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	控除の適用なし	

※配偶者の年齢は、課税年度の1月1日（賦課期日）時点での判定です。

2 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除について、控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が、これまでの76万円から123万円に引き上げられました。
 また、配偶者特別控除についても、納税義務者（扶養する者）の合計所得金額が900万円を超えた場合、控除額が段階的に減少します。

改正前

納税義務者の所得	配偶者特別控除額（上段は配偶者の所得金額）									
	38万円超 40万円未満	40万円以上 45万円未満	45万円以上 50万円未満	50万円以上 55万円未満	55万円以上 60万円未満	60万円以上 65万円未満	65万円以上 70万円未満	70万円以上 75万円未満	75万円以上 76万円未満	76万円以上
1,000万円以下	33万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	控除適用なし



改正後

納税義務者の所得	配偶者特別控除額（最上段は配偶者の所得金額）									
	38万円超 85万円以下	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	123万円超
900万円以下	33万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	控除適用なし
900万円超 950万円以下	22万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
950万円超 1,000万円以下	11万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

※今までどおり、納税義務者の合計所得が1,000万円を超えた場合は、配偶者特別控除は適用されません。